

第24回

京都地方労働審議会家内労働部会

令和8年2月20日（金） 午後1時30分～
（京都労働局 6階中会議室）

議事次第

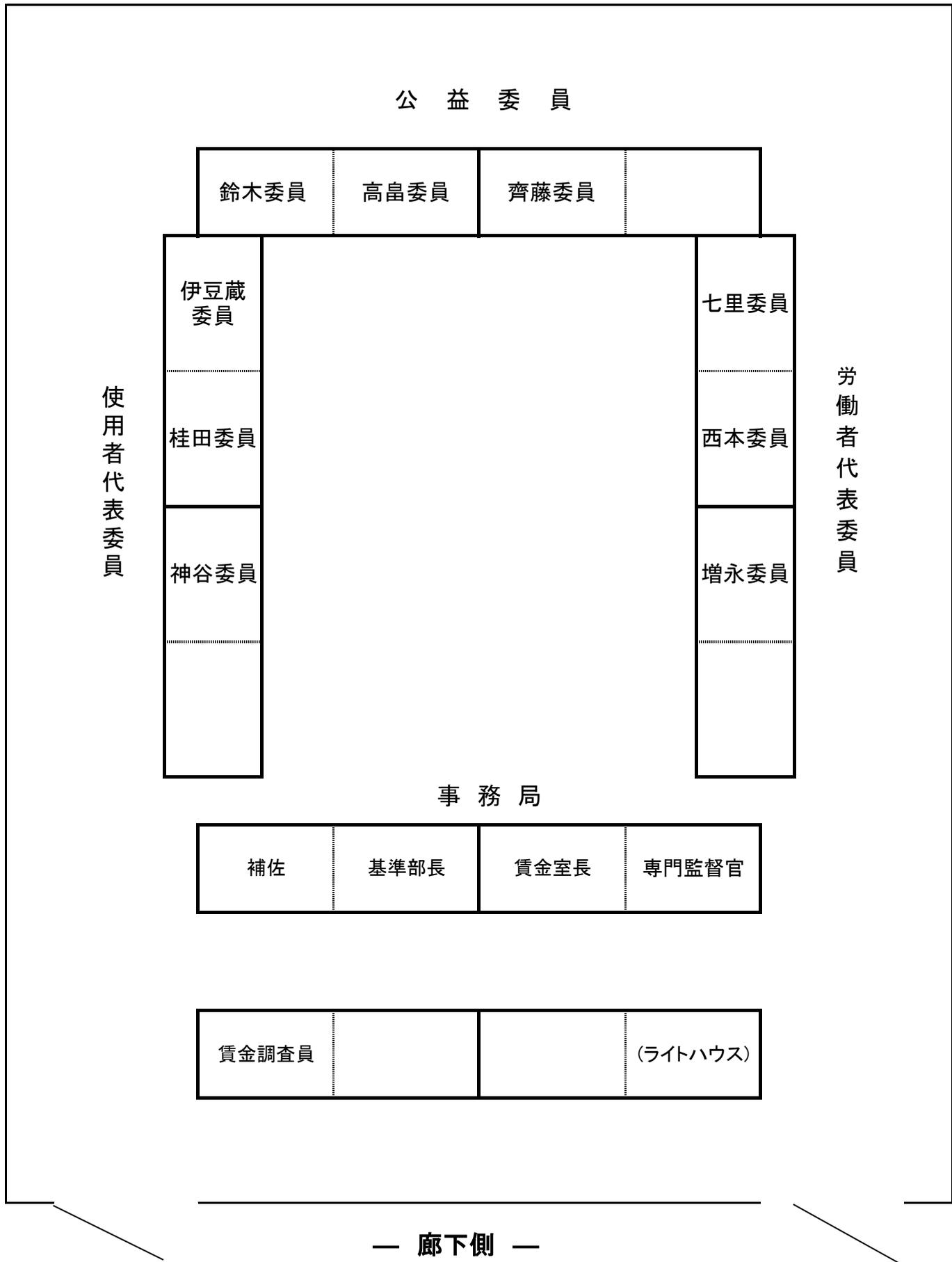
1 開会

2 議事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 家内労働の現状等について
- (3) 京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正について
- (4) 京都府紙加工品製造業最低工賃に関する課題と取組について
- (5) その他

座席図

— 窓側 —



資料No.	資料一覧
1	令和7年度委員名簿
2 (1)	家内労働法（抄）
(2)	地方労働審議会令
(3)	京都地方労働審議会運営規程
(4)	京都地方労働審議会家内労働部会運営規程
3	家内労働のしおり（令和7年度版）
4	令和7年度 家内労働の現状（京都労働局）
5 (1)	京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会報告
(2)	京都府丹後地区絹織物業最低工賃改正決定官報公示
6 (1)	京都府丹後地区絹織物業最低工賃表（改正）
(2)	最低工賃表の語句説明
(3)	京都府丹後地区絹織物業最低工賃表（現行）
7 (1)	京都府紙加工品製造業最低工賃表
(2)	京都府紙加工品製造業最低工賃関係用語解説
8	京都労働局で設定している最低工賃改正経緯
9	家内労働監督実施状況（京都労働局）

京都地方労働審議会 家内労働部会 委員名簿

(任期) 令和7年10月1日～令和9年9月30日

	氏名	所属・役職
公益委員	齊藤 健太郎	京都産業大学経済学部 教授
	鈴木 順子	弁護士
	高畠 淳子	京都産業大学法学部学部長 教授
労働者委員	七里 大介	電機連合 京都地方協議会 事務局長
	(新任) 西本 久男 ※	UAゼンセン京都府支部 主任
	増永 浩子	自治労京都府本部 書記長
使用者委員	伊豆蔵 健之	西陣織工業組合 監事 株式会社京藝 代表取締役社長
	桂田 佳代子	京都府中小企業団体中央会 理事 京都コンピューターシステム事業協同組合 理事長
	(新任) 神谷 和男	京都府紙器段ボール箱工業組合 副理事長 株式会社 神谷紙器工業所 代表取締役

(50音順) ※ 西本委員の任期は、令和7年12月15日～令和9年9月30日

家内労働法（抄） [昭和四十五年五月十六日法律第六十号]

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

(後略)

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」

と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。
(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。))については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の審議会を定める政令 〔平成十三年九月二十七日政令第三百十八号〕

家内労働法第四条第二項及び第八条第一項の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

家内労働法施行規則（抄） 〔昭和四十五年九月三十日労働省令第二十三号〕

第四条 法第九条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによって行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

(関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取)

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするとき

は、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

- 2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。
- 3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあっては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあっては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(関係家内労働者又は関係委託者の申出)

第七条 法第十一条第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによって行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
 - 二 申出の内容
 - 三 申出の理由
- 2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。
 - 3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

(最低工賃に関する決定の公示)

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによって行なうものとする。

(最低工賃に関する職権)

第九条 都道府県労働局長は、当該都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案について、法第八条第一項又は法第十条の規定により地方労働審議会の調査審議を求めようとする場合において、当該事案が全国的に関連があると認めるとき、又は全国的に関連があるかどうか判断し難いときは、遅滞なく、意見を付してその旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県労働局長に通知しなければならない。前項の報告があつた事案について法第十五条第一項の規定による指定をしないことを決定したときも、同様とする。
- 3 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については、前項後段の通知があるまでは、法第八条第一項又は法第十条の規定による調査審議を求めてはならない。
- 4 都道府県労働局長は、第二項前段の通知を受けたときは、遅滞なく、申出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付しなければならない。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

附則(平成29年7月7日政令第185号)抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成29年7月11日から施行する。

京都地方労働審議会運営規程

第1条 京都地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 臨時委員は、地方労働審議会令第4条第4項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第3条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、京都労働局長（以下「局長」という。）の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第7条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書その都度局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第9条 審議会に、部会として、労働災害防止部会及び家内労働部会を置く。

- 2 労働災害防止部会は、労働災害の防止に関する事項を調査審議する。
- 3 家内労働部会は、家内労働に関する事項を調査審議する。

第10条 部会（その部会長が委員であるものに限る。）又は最低工賃専門部会（その部会長が委員であるものに限る。）が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 第3条から第7条までの規定は、部会及び最低工賃専門部会について準用する。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会又は最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月16日から施行する。

京都地方労働審議会家内労働部会運営規程

【規程の目的】

第1条 この規程は、京都地方労働審議会家内労働部会（以下、「部会」という。）の議事に関し、厚生労働省組織令、地方労働審議会令及び京都地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

【会議の招集】

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）または委員及び臨時委員（以下「委員」という。）の3分の1以上から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときに開催する場合は、局長が招集する。

- 2 前項の規定により、局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

【会議の議長】

第3条 部会長は、会議の議長となる。

【議長の役割】

第4条 部会長は議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

【委員の出欠】

第5条 委員は、部会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、地方労働審議会令第8条第3項において準用する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速やかに報告するものとする。
- 4 委員は旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

【会議の公開】

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

【議事録および議事要旨】

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録および会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

【意見及び建議の提出】

第8条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決にかかる答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写しを付して、その都度、京都地方労働審議会会長に報告しなければならない。

【規程の改廃】

第9条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

【附 則】 この規程は、平成14年2月5日から施行する。

【附 則】 この規程は、令和4年2月1日から施行する。

家内労働のしおり

～家内労働法の概要について～



はじめに

我が国において、メーカーや問屋などから部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と物品の製造や加工を行う「家内労働」は、減少傾向にあるものの、いまなお製造業を下支えする重要な役割を担っています。

このような家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とする法律が「家内労働法」です。

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定およびその周知、安全および衛生の確保などのさまざまな施策を推進しています。

このしおりは、家内労働法の概要や家内労働に関する施策などを分かりやすく説明するものです。ぜひご一読いただき、家内労働についての認識を深め、家内労働法に定める事項が守られているかを点検していただくための一助となれば幸いです。

令和7年

厚生労働省雇用環境・均等局

目 次

I	家内労働法のあらまし	4
II	家内労働に関する施策の概要	21
III	家内労働の現状	30

I 家内労働法のあらまし

家内労働法の目的（法第1条）

家内労働法は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などについて定めたものです。

この法律は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めたもので、委託者および家内労働者は、この基準より労働条件を低下させてはならないことはもちろん、その向上を図るように努めなければなりません。

家内労働者の定義（法第2条第2項）

家内労働者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
 - * 近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。
- 2 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
 - * 物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。
- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
 - * 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。
- 5 本人のみ、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

委託者の定義（法第2条第3項）

委託者とは、次の要件をすべて備えた者をいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
 - * 運送業者や建築業者は委託者とはなりません。
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
 - * 電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
 - * 家内労働者に直接委託しない場合（他の委託者や下請け企業を介して家内労働者へ委託する場合を含む）には、委託者とはなりません。

補助者の定義（法第2条4項）

補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている者をいいます。

家内労働手帳（法第3条）

委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をするつど、必要事項を記入しなければならないと定められています。記入すべき内容は以下のとおりです。

家内労働者は、委託者が家内労働手帳に記入した事項を確認しなければなりません。

家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、別の様式でも差し支えありません。厚生労働省では、下記のモデル様式の普及を図っています。

委託の原材料の引渡しのとしまでに（基本委託条件の通知）

- ・家内労働者の氏名
- ・委託者の氏名
- ・営業所の名称・所在地
- ・工賃の支払方法、
その他の委託条件 など

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別	生年月日				名称			
	住所					営業所 所在地	TEL		
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別	生年月日				住所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
	支払期日	イ 毎月 日締め、(同月翌月) 日払い	ロ 納品の都度払い	ハ その他()
	通貨以外のもの で支払う場合の方法			
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	ハ 委託者の営業所	ニ その他()
不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め)				
備考				

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しのつど (注文伝票)

- ・ 委託業務の内容
 - ・ 納入させる物品の数量
 - ・ 工賃単価
 - ・ 工賃の支払期日
 - ・ 納品の時期
- など

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工賃支払期日	年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
--------	-------	------------------

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受渡し、工賃の支払のつど (受入伝票)

- ・ 受領年月日
 - ・ 工賃支払額
- など

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

年 月 日

____ 殿

委託者

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考
--------	---------	-----

(注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

就業時間（法第4条）

家内労働者が過剰に長時間働くことにより、健康を害したり、同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

委託の打ち切りの予告（法第5条）

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときは、ただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

工賃の支払（法第6条）

工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。

ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金口座または貯金口座への振込みにより支払うことができます。

工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品全ての工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

工賃の支払場所など（法第7条）

委託者は、工賃の支払や原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

最低工賃（法第8条～第16条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣または都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者または委託者を代表する者は、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、その家内労働者や委託者に適用される最低工賃の決定や、現に適用されている最低工賃の改正または廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

安全および衛生に関する措置（法第17条）

1 委託者が講ずべき危害防止措置

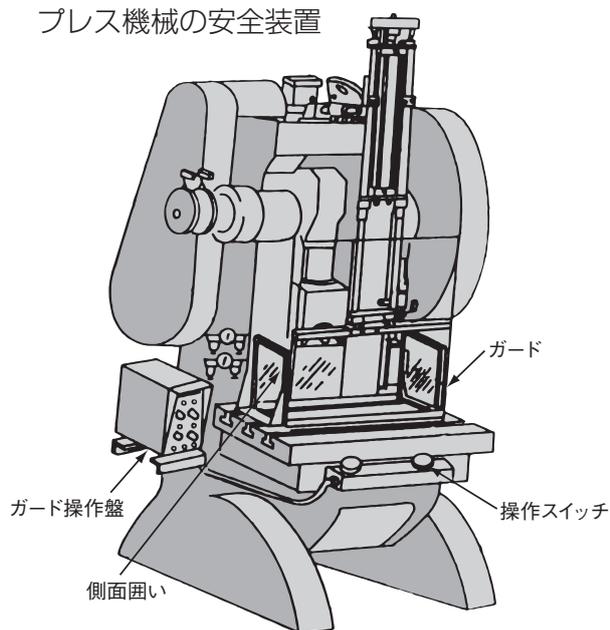
家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているため、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということはありませんが、委託者が、委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において、「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

(1) プレス機械などへの安全装置の取付け（施行規則第10条）

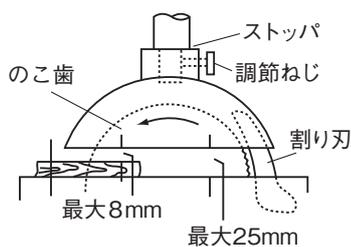
プレス加工や木材加工に使用する機械については、手や指を切断するような大きな災害が起きることがあります。

そのため、プレス機械や木材加工用機械のうち、作業者に危険を及ぼすおそれがあるものには、安全装置を取り付けなければなりません。

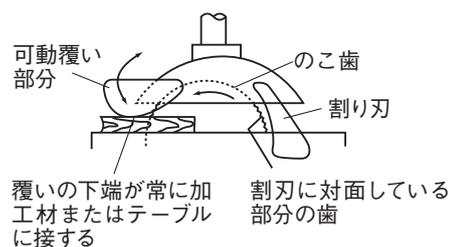
プレス機械の安全装置



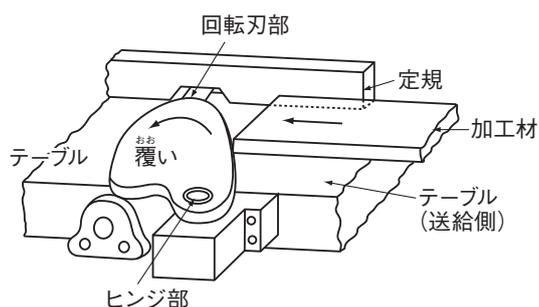
木材加工用機械の安全装置（例）



[丸のこ盤の固定式安全装置]



[丸のこ盤の可動式安全装置]



[手押しかな盤の可動式安全装置]

(2) 安全装置などの規格具備の確認（施行規則第11、12条）

危険な機械に取り付ける安全装置については国の規格が定められているものがあり、構造規格として告示されています。委託者は下記①～④の安全装置や機械を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときは、その安全装置や機械などが厚生労働大臣の定める構造規格を具備していることを確認しなければなりません。また、手押しかんな盤については、刃物取り付け部は丸胴であることを確認しなければなりません。

- ①木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置または歯の接触予防装置
(昭和47年労働省告示第86号)
- ②手押しかんな盤の刃の接触予防装置
(昭和47年労働省告示第87号)
- ③研削盤、研削といし、または研削といしの覆い
(昭和46年労働省告示第8号)
- ④動力により駆動されるプレス機械
(昭和52年労働省告示第116号)

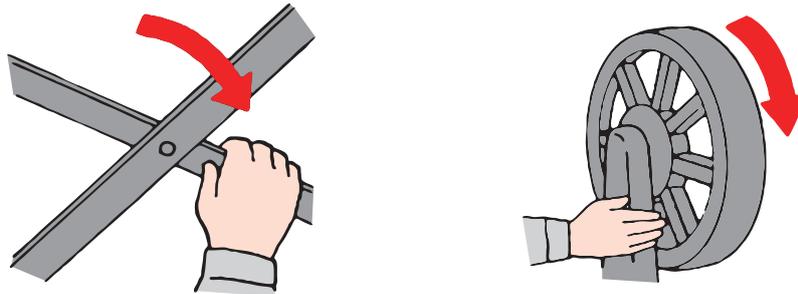
(3) 機械・器具への防護措置（施行規則第13条）

機械・器具を用いる作業では「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」「感電」などによる災害が起こることがあります。これらの災害を防ぐには、機械・器具の危険源を覆ったり、囲ったりすることにより、家内労働者や補助者がそれらの危険源にさらされないようにすることが重要です。

委託者は、表1に示す機械・器具を家内労働者に譲渡、貸与または提供するときには、危険源に、覆い・囲いを取り付けるなど必要な防護措置を講じなければなりません。

機械の危険源の例

①せん断の危険源



②巻き込みの危険源

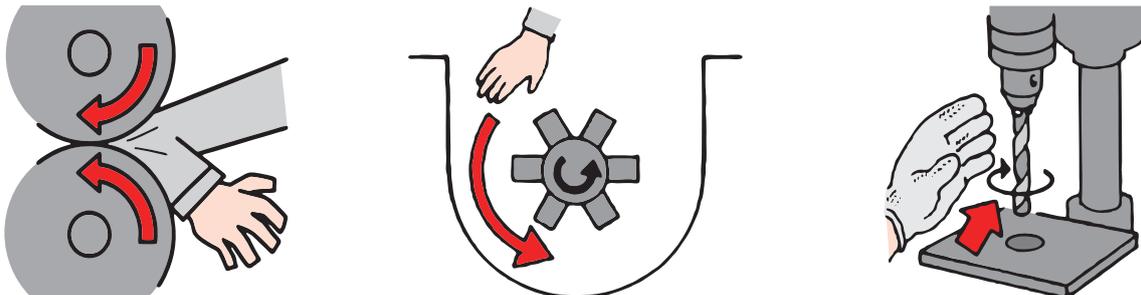


表1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機、または回転軸・歯車・プーリ・ベルトがある機械	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
回転軸・歯車・プーリ・フライホイールの止め具がある機械（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、表2に示すとおり家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性を有するとして国より指定されている化学物質にはSDSの交付が義務付けられています。このほか、国により指定されていませんが、危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事項
機 械	<p>1 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>2 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</p>
研削といし	<p>1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。</p> <p>2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。</p> <p>3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</p>
プレス機械またはシャー	<p>1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</p> <p>3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの異常の有無 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無 ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無 ホ 配線及び開閉器の異常の有無 <p>4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ クラッチ及びブレーキの機能 ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無 ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能 <p>5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。</p>
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。 2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。 3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。 4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。
有機溶剤など	<ol style="list-style-type: none"> 1 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。 3 風上で作業を行うこと。 4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。 5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。 ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。 ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。 ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。 6 必要な健康診断を受けること。
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	<ol style="list-style-type: none"> 1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用 2 風上で作業を行うこと。 3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。 4 定期的に作業場をそうじすること。 5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。 6 必要な健康診断を受けること。
鉛など	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉛などの人体に及ぼす作用 2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。 3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗いによってそうじすること。 4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。

	<p>5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</p> <p>6 必要な健康診断を受けること。</p>
--	---

参考

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。(平成25年3月14日付通達)

**家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要
(平成25年3月14日付け通達)**

1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い

<委託者>
胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>
危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

2 洗浄・拭き取り業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

① 危害防止のための書面の交付等

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

② 設備等の設置

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

③ 保護具等の使用

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

④ 引火等の防止

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。

(5) 有害物についての容器の使用など（施行規則第15条）

接着剤などに含有されている有機溶剤は、多量に吸引すると急性中毒を起こしたり、低濃度であっても長期間にわたってさらされていると体内吸収によるさまざまな健康障害を起こしたりすることがあります。

委託者は、有機溶剤、有機溶剤を含んだ絵具・接着剤、鉛化合物を含んだ絵具・塗薬を家内労働者に譲渡、貸与、提供するときは、それらが漏れたり、発散するおそれのない容器を使用しなければなりません。

また、容器の見やすいところに、有害物の名称や取り扱い上の注意事項を表示しなければなりません。

容器などの表示事項の参考例

（労働安全衛生法第57条、労働安全衛生規則第32、33条）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 名称 | 5 注意喚起語 |
| 2 人体に及ぼす作用 | 6 安定性及び反応性 |
| 3 貯蔵または取り扱い上の注意 | 7 標章（絵表示） |
| 4 表示をする者の氏名、住所および電話番号 | |

標章（絵表示）の例



2 家内労働者が講ずべき危害防止措置

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取り付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。（施行規則第17条）（8～10ページ1（1）～（3）参照）

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

（1）設備などの設置（施行規則第18条）

有機溶剤や粉じんによる健康障害を防ぐには、原因となる危険源をなくしたり、危険源にさらされないようにすることが重要です。

そのため、家内労働者は表3の業務に従事する場合には、密閉設備、局所排気装置、湿潤化装置などを設けるように努めなければなりません。

表3 設備などを設置しなければならない業務

業務	設備または装置
有機溶剤 ^(※) を取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置または排気筒
有機溶剤 ^(※) を吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置、全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、または金属を裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

※有機溶剤等には以下のものがあります

第1種有機溶剤：1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）・二硫化炭素
第2種有機溶剤：アセトン・イソブチルアルコール・イソプロピルアルコール・イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）・エチルエーテル・エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）・エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）・エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）・エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）・オルト-ジクロロベンゼン・キシレン・クレゾール・クロルベンゼン・酢酸イソブチル・酢酸イソプロピル・酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）・酢酸エチル・酢酸ノルマル-ブチル・酢酸ノルマル-プロピル・酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）・酢酸メチル・シクロヘキサノール・シクロヘキサノン・N,N-ジメチルホルムアミド・テトラヒドロフラン・1,1,1-トリクロロエタン・トルエン・ノルマルヘキサノール・2-ブタノール・メタノール・メチルエチルケトン・メチルシクロヘキサノール・メチルシクロヘキサノン・メチル-ノルマル-ブチルケトン
第3種有機溶剤：ガソリン・コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む）・石油エーテル・石油ナフサ・石油ベンジン・テレピン油・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む）
特別有機溶剤等：エチルベンゼン・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）・1,2-ジクロロプロパン・ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）・テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

(2) 保護具などの使用（施行規則第19条）

作業に伴うけがや健康障害を防止するためには、家内労働者または補助者が適切な保護具などを使用することにより、災害を防止したりけがの程度を軽減することが期待できます。

このため、家内労働者または補助者は、表4の業務に従事する場合には、保護具などを使用しなければなりません。

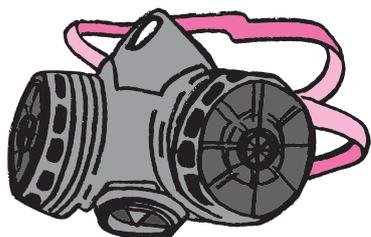
表4 保護具などを使用しなければならない業務

業務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ、保護眼鏡
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	適当な帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	ガスまたは蒸気にあつては防毒マスクまたは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、粉じんにあつては防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具または防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもの
皮膚に障害を与える物品や皮膚から吸収されて中毒を起こすおそれのある物品を取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

保護具の例

呼吸用保護具

※作業にあわせて防毒マスク、防じんマスクを間違わないように選ばなければなりません。



化学防護手袋



保護具を使用しての作業の例（接着剤の塗布作業）

※有機溶剤業務には防毒マスクを使用します。
使用時間に応じて吸収缶の交換が必要です。



(3) 危険物の取り扱い（施行規則第20条）

危険物を取り扱うとき、その取扱方法を誤ると災害につながる場合があります。

そのため、家内労働者または補助者は、表5の危険物を取り扱う場合には、必要事項を守らなければなりません。

表5 危険物の種類と守らなければならない事項

物品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

※表5に掲げる危険物の具体的内容については、表6を参照して下さい。

表6 危険物一覧

種別	名称
発火性の物品	赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉
酸化性の物品	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類、過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
引火性の物品	エーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン、メチルアルコール、エチルアルコール、キシレン、酢酸アミル、灯油、軽油、テレピン油、イソアミルアルコール、酢酸その他の引火点が摂氏65度未満の物品
可燃性のガス	水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の摂氏15度、1気圧において気体である可燃性の物品
備考	引火点の数値は、「タグ密閉式」、「ペンスキーマルテンス式」または「クリーブランド開放式」の引火点測定器により、1気圧のもとで測定した値とする。

(4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

委託者は、家内労働者や補助者に危害を生じるおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与、提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません（10ページ1（4）参照）。

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。これは、家内労働者や補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも、緊急の際の応急措置などについて十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、上記の書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

委託者や家内労働者が上記の措置をとらない場合には、都道府県労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために、委託者または家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止などを命じたりすることができます。（法第18条）

届出（法第26条）

委託者は、次の届けを労働基準監督署に提出しなければなりません。（施行規則第23条）

※各種申請・届出などの手続きをe-Govから申請することもできます。（<https://www.e-gov.go.jp/>）

自宅や職場から24時間申請することが可能です。

委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

事業の種類	営業所の名称	営業所の所在地												
		(電話番号)												
		家内労働者数					補助者数							
委託業務の内容	委託地域	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	男	うち18歳未満	女	うち18歳未満	計	うち18歳未満	代理人数
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	都道府県()													
	備考													

年 月 日

委託者氏名 _____

労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。

2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄（ ）の以内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者または補助者がけがや病気で4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を労働基準監督署に遅滞なく提出しなければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名				性別	年齢	住所		委託業務 の内容
委託者	営業所	名称			所在地			事業の種類	
					(電話番号)				
死傷病	発生日時		傷病名又は死因		傷害の部位		症状及び程度		休業日数又は死亡の日時
	年 月 日 時								
死傷病の原因及び発生状況									
年 月 日									
					委託者 氏名				
					労働局長 殿				

注 意

- 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

帳簿の備付け (法第27条)

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏名				代理人	氏名				
	性別		生年月日			住所		代理業務の範囲		
	作業上の所在地					特別な委託条件				
補助者	氏名		性別	生年月日						
備考										
委 託					受 額		工 賃 支 払			
委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領年月日	受領した物品の数	支払年月日	支払工賃総額	通貨以外の工賃支払方法とその額

注 意

- 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
- 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

令和2年4月1日より、帳簿の保存期間が3年間から5年間に延長されました(令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます)。

申告（法第32条）

家内労働者や補助者は、家内労働法または同法に基づく命令に違反する事実が委託者にある場合には、都道府県労働局または労働基準監督署に申告することができます。

罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

【注1】 法第33条～第36条において罰則額が定められていますが、罰金等臨時措置法（昭和23年12月18日法律第251号）第2条により、各条とも、2万円以下の罰金とされています。

【注2】 委託状況届及び家内労働死傷病届について、令和2年12月25日より、署名又は押印が無くても、記名のみで届出が可能となりましたが、他人が委託者になりすまして届出をした場合は、私文書偽造として法令違反になる可能性があります。

また、委託者の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

各種様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>)

また、電子政府の総合窓口から電子申請を行うこともできます。
(<https://www.e-gov.go.jp/>)

II 家内労働に関する施策の概要

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るために、都道府県労働局や労働基準監督署、その他国の機関では、次のような施策を行っています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の交付の徹底
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払などの工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定および周知
- 4 危険または有害な業務に従事する家内労働者の安全および衛生の確保
- 5 特定の危険または有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止
- 7 所得税の計算における必要経費の特例

1 家内労働手帳の交付の徹底について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するための基本となるものです。

このため、適正な家内労働手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導などを行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（5～6ページ参照）を示して、家内労働手帳の交付の徹底に努めています。

2 工賃支払の確保などについて

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしているので、工賃が不払になったり、遅払になったり、また、突然仕事を打ち切られたりすると、生活に困ることになります。

このため、工賃の支払いの確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、その家内労働者と同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

令和7年8月31日現在、92件の最低工賃が決定されています。

業種別最低工賃決定状況（令和7年8月31日現在92件）

業 種		決定件数（件）
繊維工業	織物	3
衣服、その他の繊維製品製造業	ニット製造	3
	既製洋服など	34
	和服・その他	13
紙・紙加工品製造業		4
金属製品製造業		3
電気機械器具等製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、機械器具など	25
その他		7
合 計		92

都道府県別最低工賃決定状況一覧（令和7年8月31日現在92件）

件 名
北海道和服裁縫業
青森県和服裁縫業
青森県男子・婦人既製服製造業
青森県電気機械器具製造業
岩手県既製洋服製造業
岩手県電気機械器具製造業
宮城県男子服・婦人服製造業
宮城県電気機械器具製造業
秋田県通信機器用部分品製造業
秋田県男子服・婦人服・子供服製造業
山形県男子・婦人既製服製造業
福島県横編ニット製造業
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業
福島県外衣・シャツ製造業
茨城県男子既製洋服製造業
茨城県電気機械器具製造業
茨城県婦人・子供既製服製造業
栃木県電気機械器具製造業
栃木県衣服製造業
群馬県横編ニット製造業
群馬県婦人服製造業
群馬県電気機械器具製造業
埼玉県紙加工品製造業

件 名
埼玉県足袋製造業
埼玉県縫製業
埼玉県電気機械器具製造業
埼玉県革靴製造業
千葉県婦人既製洋服製造業
東京都電気機械器具製造業
東京都革靴製造業
東京都婦人既製洋服製造業
神奈川県紙加工品製造業
神奈川県スカーフ・ハンカチーフ製造業
神奈川県電気機械器具製造業
新潟県男子・婦人既製洋服製造業
新潟県横編ニット製造業
新潟県作業工具製造業
新潟県洋食器・器物製造業
富山県電気機械器具製造業
富山県ファスナー加工業
福井県衣服製造業
福井県眼鏡製造業
山梨県貴金属製品製造業
山梨県電気機械器具製造業
山梨県婦人服製造業
長野県外衣・シャツ製造業
長野県電気機械器具製造業

件名
岐阜県男子既製洋服製造業
岐阜県婦人服製造業
岐阜県陶磁器上絵付業
静岡県車両電気配線装置製造業
愛知県車両電気配線装置製造業
三重県車両電気配線装置製造業
滋賀県下着・補整着製造業
京都府紙加工品製造業
京都府丹後地区絹織物業
大阪府男子既製洋服製造業
兵庫県綿・スフ織物業
兵庫県靴下製造業
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業
兵庫県釣針製造業
兵庫県電気機械器具製造業
奈良県靴下製造業
鳥取県男子服・婦人服製造業
鳥取県和服裁縫業
島根県外衣・シャツ製造業
島根県電気機械器具製造業
島根県和服裁縫業
岡山県車両電気配線装置製造業
広島県既製服縫製業

件名
広島県和服裁縫業
広島県毛筆・画筆製造業
広島県電気機械器具製造業
徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）
香川県手袋・ソックスカバー製造業
愛媛県タオル製造業
高知県繊維産業
高知県衛生用紙製造業
福岡県男子服製造業
福岡県婦人服製造業
佐賀県婦人既製服製造業
長崎県男子既製洋服製造業
長崎県婦人既製洋服製造業
熊本県和服裁縫業
熊本県縫製業
熊本県電気機械器具製造業
大分県電気機械器具製造業
大分県衣服製造業
宮崎県男子既製洋服製造業
宮崎県内燃機関電装品製造業
鹿児島県電気機械器具製造業
沖縄県縫製業

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具や原材料の中には、危険または有害なものがあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くことになります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤などを使用する危険または有害な業務に従事する家内労働者が多い地域を中心に、委託者、家内労働者および補助者に対して、必要な遵守事項などについて周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報活動などを通じて災害の防止意識の高揚を図っています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者（以下「家内労働者等」という。）については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できるようになっています。

労災保険特別加入対象

特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の危険有害作業に従事する家内労働者等です。

- プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業
 - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業
 - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業
- 有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
 - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
 - ① 粉じん作業
 - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業
 - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業
 - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業
- 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
 - ① 仏壇
 - ② 木製または竹製の食器

特別加入時健康診断

家内労働者等で特別加入を希望し、下表に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、当該業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入を行う際に特別加入健康診断を受ける必要があります。

この診断の結果、有害物による中毒などのため療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する業務にかかわらず特別加入はできません。

また、その業務からの転換が必要と認められる場合には、その業務に係る特別加入はできません。

	特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3 年 以 上
2	振動工具使用の業務	1 年 以 上
3	鉛業務	6 か 月 以 上
4	有機溶剤業務	6 か 月 以 上

加入手続

特別加入を希望する場合は、特別加入団体に申し込んでください（特別加入の手続きは、特別加入団体が行います）。

新たに特別加入団体を作る場合には、「特別加入申請書」を所轄の労働基準監督署長を經由して都道府県労働局長に提出し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は承認日の属する保険年度の末日までですが、毎年更新していくことができます。

給付基礎日額

労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき、都道府県労働局長が承認した額となります。

その額は、2,000円、2,500円、3,000円、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円となっています（※2,000円、2,500円、3,000円は家内労働者のみに認められています）。

給付基礎日額として希望する額は、特別加入者の実際の工賃収入額などの所得水準に見合った額としてください。

保険料

保険料は家内労働者等の団体が納付します。その保険料は特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」に、特別加入者各人の従事するそれぞれの作業に該当する保険料率を乗じた額の合計額となります（次ページ参照）。

保険料率表（令和7年度）

作業内容	特別加入保険料率
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	14 / 1000
金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する次のいずれかの作業 ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	14 / 1000
有機溶剤、有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限り） ・木製または合成樹脂製の漆器	5 / 1000
陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使用して行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使用して行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	17 / 1000
動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	3 / 1000
木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	18 / 1000

保険給付および特別支給金

家内労働者等が、その作業場において、特別加入申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載した作業中に、または作業場に隣接した場所において、家内労働に関する材料、加工品などの積み込み、積み下ろしおよび運搬作業中に被った災害について、保険給付を行います。したがって、自宅と作業場との間、または自宅や作業場と委託者の事務所との間の往復行為中に被った災害には保険給付を行いません。

なお、令和2年9月1日以降、複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気等についても、保険給付が行われるようになりました。

(1) 保険給付

① 療養補償給付（複数事業労働者療養給付）

家内労働者等が作業を原因とする負傷や病気により療養を必要とする場合には、労災病院や労災保険指定医療機関などで無料で療養を受けられます。そのほかの医療機関で療養を受けた場合には、療養に要した費用が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気により療養を必要とする場合にも、同様に無料の療養または療養に要した費用が支給されます。

② 休業補償給付（複数事業労働者休業給付）

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合にも、休業してから4日目を降、休業1日につき給付基礎日額の60%に相当する額が支給されます。

③ 障害補償給付（複数事業労働者障害給付）

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合にも、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の131～313日分）または一時金（給付基礎日額の56～503日分）が支給されます。

④ 傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）

業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合には、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級に該当する場合にも、障害の程度に応じ年金（給付基礎日額の245～313日分）が支給されます。

⑤ 遺族補償給付（複数事業労働者遺族給付）

家内労働者等が業務上の理由により死亡した場合には、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により死亡した場合にも、その遺族に対して年金（遺族の人数に応じて給付基礎日額の153～245日分）が支給され、年金を受けることのできる遺族のいないときは、一時金（給付基礎日額の1,000日分）が支給されます。

⑥ 葬祭料（複数事業労働者葬祭給付）

業務上死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしており、複数の作業を要因とする理由により死亡した家内労働者等の葬祭を行う者に対して315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

⑦ 介護補償給付（複数事業労働者介護給付）

家内労働者等が業務上の事由により負傷し、または病気になり、障害補償年金（複数事業労働者障害年金）または傷病補償年金（複数事業労働者傷病年金）の一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

複数の作業場で就業している場合もしくは複数の特別加入をしている場合は、複数の作業を要因とする理由により負傷し、または病気になり、一定の障害が残ったために介護を受けている場合には、その介護の状態に応じて支給されます。

(2) 特別支給金

① 休業特別支給金

家内労働者等が業務上の負傷または病気による療養のため仕事をすることができずに休業した場合、休業してから4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%に相当する額が休業補償給付に併せて支給されます。

② 障害特別支給金

家内労働者等の業務上の負傷や病気が治った後に、身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じ一時金（8～342万円）が障害補償給付に併せて支給されます。

③ 遺族特別支給金

家内労働者等の業務上の事由による死亡の当時、遺族補償給付を受ける権利を有する遺族に対し遺族特別支給金（一時金）として300万円（遺族補償給付を受けることができる者が2人以上ある場合はそれぞれ300万円をその人数で除して得た額）が支給されます。

④ 傷病特別支給金

家内労働者等が、業務上の負傷や病気が療養開始後1年6か月を経過しても治らず、その傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合には、その障害の程度に応じ一時金（100～114万円）が傷病補償年金に併せて支給されます。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

- (1) 内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事についてはさまざまな条件をつけて買ったいたり、仕上り具合を問題にして買い上げを拒否する。
- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額くらいで売りつける。工賃の取り決めはあいまい。
- (3) 登録料を払って会員になれば仕事を紹介すると宣伝しているが、仕事は全く紹介せず、登録料の返還を要求しても応じない。
- (4) 仕事の発注が安定的にあるような宣伝をしているが、実際は、仕事先の開拓や、それに必要な費用も負担させ、報酬も歩合制で支払う。

また、最近では、パソコンなどを使って、自宅で簡単にできる内職という宣伝をしながら、実際は高額な教材を売りつけられた上、仕事ももらえないといった、情報通信機器を使った内職に絡むトラブルも多発しています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払いなど委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

しかし、このような「インチキ内職」の被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通あり得ません。

仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- (1) 高額な収入が得られるなど「うまい話」に惑わされないこと。
簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出すこと。
- (2) 収入などの委託条件を十分に確認し、内容は契約書などの書面でもらうこと。
- (3) 信用できる業者かどうか十分検討すること。
例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などには特に注意すること。

7 所得税の計算における必要経費の特例について

所得税の計算において、事業所得または雑所得（公的年金等に係るものを除きます。以下同じです。）の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、必要経費として65万円まで認める特例があります。

（1）家内労働者の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が65万円未満のときでも、所得金額の計算上必要経費が65万円まで認められます。

（2）家内労働者に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が65万円未満のときは、上記（1）と同様に必要経費が合計で65万円まで認められます。この場合には、65万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることとなります。

（3）家内労働による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- ・給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ・給与の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費の合計額とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

税制改正について

令和7年度税制改正において、家内労働者の事業所得等の所得計算の特例が改正され、令和7（2025）年分の所得税の確定申告から、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

詳しくは国税庁ホームページ

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1810.htm>）をご覧ください。国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）におたずねください。

Ⅲ 家内労働の現状（出典：令和6年度家内労働概況調査）

令和6年10月1日現在の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者

令和6年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は91,266人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は88,332人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は2,934人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和6年度は88,332人となっています。

(2) 男女別

家内労働者数を男女別にみると、男性が10,020人であるのに対し、女性は78,312人と全体の88.7%を占めています。

(3) 類型別

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が82,997人で全体の94.0%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は3,058人(3.5%)、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は2,277人(2.6%)となっています。

(4) 業種別

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が20,432人(23.1%)と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が10,722人(12.1%)となっています。

(5) 都道府県別

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が7,833人と最も多く、次いで愛知県が6,482人、大阪府が6,144人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、7,279人で、家内労働従事者数に占める割合は8.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、5,341人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の73.4%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数

令和6年10月1日現在の委託者数は、6,481で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,135、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が346となっています。

(2) 業種別

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が2,156(33.3%)と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「電気機械器具製造業」が706(10.9%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が21.5人と最も多く、「その他(雑貨等)」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が17.6人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.6人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがありますが、その数は令和6年10月1日現在365人となっています。

(2) 業種別

代理人数を業種別にみると、「その他(雑貨等)」を除くと、「繊維工業」が56人(15.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が29人(7.9%)、「ゴム製品製造業」が23人(6.3%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区 分			昭和45年度	48年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	7年度
家内労働従事者数 (対前年度比率)			2,017,100 人	2,041,200 人 (0.2%)	1,725,700 人 (△5.9%)	1,415,500 人 (△1.9%)	1,223,200 人 (△3.2%)	951,800 人 (△6.0%)	576,701 人 (△12.3%)
家内労働者数 (対前年度比率)			1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,563,700 (△5.5%)	1,313,900 (△2.1%)	1,149,000 (△3.2%)	903,400 (△5.7%)	549,585 (△12.3%)
内	性別	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	36,443 [6.6%]
		女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	513,142 [93.4%]
訳	類型別	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	31,848 [5.8%]
		内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]
補助者数			205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116
委託者数			113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

注3：昭和45年度から平成2年度までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業 種	令和5年度	令和6年度	対前年度比率
総数	94,262 人 100%	88,332 人 100%	△6.3 %
食料品製造業	1,514 1.6%	1,375 1.6%	△9.2
繊維工業	21,204 22.5%	20,432 23.1%	△3.6
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,019 1.1%	939 1.1%	△7.9
紙・紙加工品製造業	6,087 6.5%	5,866 6.6%	△3.6
印刷・同関連及び出版業	2,610 2.8%	2,599 2.9%	△0.4
ゴム製品製造業	5,625 6.0%	5,373 6.1%	△4.5
皮革製品製造業	1,688 1.8%	1,510 1.7%	△10.5
窯業・土石製品製造業	726 0.8%	665 0.8%	△8.4
金属製品製造業	3,251 3.4%	3,031 3.4%	△6.8
電子部品・デバイス製造業	4,127 4.4%	3,749 4.2%	△9.2
電気機械器具製造業	12,139 12.9%	10,722 12.1%	△11.7
情報通信機械器具製造業	496 0.5%	409 0.5%	△17.5
機械器具等製造業	5,658 6.0%	5,158 5.8%	△8.8
その他（雑貨等）	28,118 29.8%	26,504 30.0%	△5.7

12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人 347,084 (△9.2%)	人 216,625 (△4.4%)	人 141,131 (△7.1%)	人 114,655 (△2.1%)	人 108,539 (0.2%)	人 100,462 (△7.4%)	人 98,339 (△2.1%)	人 98,035 (△2.4%)	人 91,266 (△6.9%)
331,831 (△9.1%)	207,142 (△4.2%)	136,289 (△6.1%)	111,038 (△1.8%)	105,301 (0.2%)	97,122 (△7.8%)	95,108 (△2.1%)	94,262 (△2.9%)	88,332 (△6.3%)
23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	11,840 [10.7%]	11,220 [10.7%]	11,146 [11.5%]	11,141 [11.7%]	10,397 [11.0%]	10,020 [11.3%]
307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	99,198 [89.3%]	94,081 [89.3%]	85,976 [88.5%]	83,967 [88.3%]	83,865 [89.0%]	78,312 [88.7%]
16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,343 [4.8%]	4,905 [4.7%]	4,512 [4.6%]	4,308 [4.5%]	4,232 [4.5%]	3,058 [3.5%]
311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	104,929 [94.5%]	99,244 [94.2%]	91,508 [94.2%]	89,278 [93.9%]	88,523 [93.9%]	82,997 [94.0%]
3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	766 [0.7%]	1,152 [1.1%]	1,102 [1.1%]	1,522 [1.6%]	1,507 [1.6%]	2,277 [2.6%]
15,253	9,483	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231	3,773	2,934
24,116	15,010	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017	6,869	6,481

主な家内労働業務

貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
衣服の縫製、ニット編立て、撚糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鋳込み
洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品の組立・検査
コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端末加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端末加工、カーナビ組立
自動車部品組立、航空機部品組立
貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
全国	91,266	88,332	2,934	6,481	365
北海道	847	828	19	78	0
青森県	713	710	3	62	0
岩手県	1,024	1,011	13	96	2
宮城県	907	889	18	96	0
秋田県	1,141	1,108	33	117	0
山形県	1,465	1,439	26	145	2
福島県	1,681	1,660	21	155	14
茨城県	1,966	1,942	24	139	31
栃木県	784	763	21	86	1
群馬県	3,555	3,273	282	209	9
埼玉県	4,030	3,954	76	279	14
千葉県	1,683	1,635	48	124	2
東京都	8,037	7,833	204	743	4
神奈川県	1,268	1,256	12	74	2
新潟県	2,423	2,319	104	190	4
富山県	1,055	1,006	49	104	27
石川県	1,421	1,380	41	134	0
福井県	1,326	1,295	31	138	1
山梨県	1,326	1,299	27	158	0
長野県	3,030	2,959	71	211	0
岐阜県	1,883	1,732	151	147	1
静岡県	5,794	5,628	166	253	71
愛知県	6,735	6,482	253	342	25
三重県	2,675	2,556	119	120	0
滋賀県	3,058	3,016	42	166	5
京都府	2,931	2,869	62	181	6
大阪府	6,342	6,144	198	376	38
兵庫県	3,366	3,073	293	166	3
奈良県	1,934	1,882	52	143	10
和歌山県	637	490	147	33	14
鳥取県	883	869	14	82	5
島根県	636	614	22	85	4
岡山県	2,570	2,504	66	129	1
広島県	1,832	1,781	51	120	31
山口県	889	887	2	73	3
徳島県	503	499	4	40	18
香川県	1,058	1,016	42	90	11
愛媛県	1,950	1,922	28	117	0
高知県	520	506	14	34	3
福岡県	1,344	1,319	25	100	0
佐賀県	795	782	13	81	0
長崎県	177	177	0	27	0
熊本県	1,000	988	12	92	0
大分県	413	411	2	24	0
宮崎県	842	818	24	61	2
鹿児島県	590	581	9	42	1
沖縄県	227	227	0	19	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数					
	総数	性別		類型別		
		男	女	専業	内職	副業
	人	人	人	人	人	人
総数	7,279 (394) 100.0%	1,475 (95) 20.3%	5,804 (297) 79.7%	1,191 (133) 16.4%	6,002 (249) 82.5%	86 (10) 1.2%
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	480 (52) 100.0%	246 (12) 51.3%	234 (40) 48.8%	224 (39) 46.7%	252 (13) 52.5%	4 (0) 0.8%
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	700 (54) 100.0%	298 (4) 42.6%	402 (50) 57.4%	176 (22) 25.1%	495 (29) 70.7%	29 (3) 4.1%
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	214 (2) 100.0%	42 (1) 19.6%	172 (1) 80.4%	18 (1) 8.4%	193 (0) 90.2%	3 (1) 1.4%
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	326 (54) 100.0%	248 (9) 76.1%	78 (45) 23.9%	242 (33) 74.2%	78 (20) 23.9%	6 (1) 1.8%
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	5,341 (194) 100.0%	705 (35) 13.2%	4,636 (159) 86.8%	666 (56) 12.5%	4,629 (133) 86.7%	46 (5) 0.9%
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	8 (1) 100.0%	6 (1) 75.0%	2 (0) 25.0%	7 (1) 87.5%	0 (0) 0.0%	1 (0) 12.5%
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	353 (57) 100.0%	54 (38) 15.3%	299 (19) 84.7%	0 (0) 0.0%	353 (57) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	50 (6) 100.0%	26 (1) 52.0%	24 (5) 48.0%	31 (6) 62.0%	19 (0) 38.0%	0 (0) 0.0%

注1： 2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2： () は、補助者数(内数)である。

家内労働法に関するお問合せは都道府県労働局労働基準部賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へ

都道府県労働局労働基準部賃金課(室)所在地一覧

都道府県	電話番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2311	060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4114	030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
岩手	019-604-3008	020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8841	983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-883-4266	010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8224	990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4604	960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二合同庁舎3階
茨城	029-224-6216	310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎
栃木	028-634-9109	320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-896-4737	371-8567	群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼玉	048-600-6205	330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15階
千葉	043-221-2328	260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1614	102-8306	東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎
神奈川	045-211-7354	231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新潟	025-288-3504	950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
富山	076-432-2735	930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川	076-265-4425	920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-2691	910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階
山梨	055-225-2854	400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-223-0555	380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1
岐阜	058-245-8104	500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-254-6315	420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎
愛知	052-972-0258	460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
三重	059-226-2108	514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎4階
滋賀	077-522-6654	520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京都	075-241-3215	604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6949-6502	540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-9154	650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈良	0742-32-0206	630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1152	640-8581	和歌山県和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階
鳥取	0857-29-1705	680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
島根	0852-31-1158	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎
岡山	086-225-2014	700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9244	730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
山口	083-995-0372	753-8510	山口県山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-9165	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎
香川	087-811-8919	760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛媛	089-935-5205	790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6024	781-9548	高知県高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4578	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7179	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0033	850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル
熊本	096-355-3202	860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟
大分	097-536-3215	870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル
宮崎	0985-38-8836	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-223-8278	892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
沖縄	098-868-3421	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階



令和7年度版

令和7年度 家内労働の現状

京 都 労 働 局
令和7年10月

本書は、令和6年10月に実施した「家内労働概況調査」等で把握した内容を基にまとめたものです。

(令和7年11月28日作成)

目 次

1	全国の家内労働.....	1
2	京都の家内労働.....	3
3	丹後労働基準監督署管内の繊維工業の家内労働.....	4
4	最低工賃.....	6
5	家内労働安全衛生対策	7
6	労災保険特別加入制度	7

※ 構成比の％は小数点第一位を四捨五入しているため、内訳の数値を積み上げた数値は、100％とならない場合があります。

1 全国の家内労働

(1) 委託者数及び家内労働者数の推移

ア 委託者数及び家内労働者数

家内労働の委託者数は、家内労働法が制定された昭和45年には、全国で113,100に達していたが、その後減少を続け、令和6年10月1日現在（以下「令和6年」という。）6,481と、昭和45年当時の5.7%にまで減少している。 ※ 委託者は、メーカー、代行店等、家内労働者に業務を委託する者。事業所、個人が混在しており、〇社、〇人等の単位を使用せず、単に数値を表記することとする（これ以降、同じ）。

また、家内労働者数は、昭和45年には全国で1,811,200人であったが、その後一貫して減少を続け、令和6年では88,332人と昭和45年当時の4.9%となっている。

家内労働者の同居の親族で、家内労働を手伝う補助者についても昭和45年には、全国で205,900人から令和6年には2,934人と昭和45年当時の1.4%まで減少している（表1-1参照）。

イ 家内労働者の男女別割合

男女別では、女性の割合が全体の90%弱を占め、割合に大きな変化はない（表1-1参照）。

（表1-1）全国の委託者数・家内労働者数等の推移（毎年10月1日現在）

年別	委託者数	% ※	家内労働者数						補助者 人数
			合計	% ※	男		女		
					人数	構成比%	人数	構成比%	
昭和45年	113,100	100	1,811,200	100	139,500	7.7	1,671,700	92.3	205,900
60年	80,600	71.3	1,149,000	63.4	78,100	6.8	1,070,900	93.2	74,200
平成12年	24,116	21.3	331,831	18.3	23,888	7.2	307,943	92.8	15,253
令和4年	7,017	6.2	95,108	5.3	11,141	11.7	83,967	88.3	3,231
令和5年	6,869	6.1	94,262	5.2	10,397	11.0	83,865	89.0	3,773
令和6年	6,481	5.7	88,332	4.9	10,020	11.3	78,312	88.7	2,934

※ 昭和45年を100とした割合

令和6年度家内労働概況調査

(2) 家内労働者の類型

類型別では、家庭の主婦などが家計補助として従事する内職的家内労働者が、令和6年では94.0%を占め、統計的に一貫して9割前後である。一方、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者の割合は、昭和45年には9%以上あったが、令和6年には3.5%にまで減少している（表1-2参照）。

（表1-2）全国の家内労働者の類型の推移（毎年10月1日現在）

年別	専門的家内労働者		内職的家内労働者		副業的家内労働者	
	人数	構成比%	人数	構成比%	人数	構成比%
昭和45年	171,000	9.4	1,597,200	88.2	43,000	2.4
60年	76,200	6.6	1,058,500	92.1	14,300	1.2
平成12年	16,914	5.1	311,835	94.0	3,082	0.9
令和4年	4,308	4.5	89,278	93.9	1,522	1.6
令和5年	4,232	4.5	88,523	93.9	1,507	1.6
令和6年	3,058	3.5	82,997	94.0	2,277	2.6

令和6年度家内労働概況調査

(3) 家内労働の業種

ア 委託者の業種

委託者の全国での業種別の数、割合は、令和6年では、繊維工業が2,156(33.3%)と一番多く、次いでその他(雑貨等)の1,365(21.1%)、電気機械器具製造業の706(10.9%)の順となっており(表1-3参照)、昨年からの変動はなかった。

イ 家内労働者の業種

家内労働者の業種別の人数、割合は、令和6年では、その他(雑貨等)が26,504人(30.0%)と最も多くを占め、次いで繊維工業の20,432人(23.1%)、電気機械器具製造業の10,722人(12.1%)と(表1-3参照)、こちらも昨年からの変動はなかった。

(表1-3) 全国の業種別委託者数及び業種別家内労働者数(令和6年10月1日現在)

業 種	委託者数		家内労働者数	
	数	構成比%	人数	構成比%
食料品製造業(E9・10)	110	1.7	1,375	1.6
繊維工業(E11)	2,156	33.3	20,432	23.1
木材・木製品、家具・装備品製造業(E12・13)	63	1.0	939	1.1
紙・紙加工品製造業(E14)	334	5.2	5,866	6.6
印刷・同関連及び出版業(E15・G41)	167	2.6	2,599	2.9
ゴム製品製造業(E19)	250	3.9	5,373	6.1
皮革製品製造業(E20)	176	2.7	1,510	1.7
窯業・土石製品製造業(E21)	71	1.1	665	0.8
金属製品製造業(E24)	310	4.8	3,031	3.4
電子部品・デバイス製造業(E28)	345	5.3	3,749	4.2
電気機械器具製造業(E29)	706	10.9	10,722	12.1
情報通信機械器具製造業(E30)	40	0.6	409	0.5
機械器具等製造業(E16・22・23・25・26・27・31)	388	6.0	5,158	5.8
その他(雑貨等)(E18・32)	1,365	21.1	26,504	30.0
合 計	6,481	100.0	88,332	100.0

令和6年度家内労働概況調査

2 京都の家内労働

(1) 委託者数及び家内労働者数の推移

京都府下においても、委託者、家内労働者ともに長期的には明確な減少傾向を示している。但し、令和6年は委託者が168で対前年比20減であったが、家内労働者は2,668人と対前年比5人増となった(表2参照)。しかし、増加は極わずかであって、全体的な減少傾向からの回復を示すものではない。

(表2) 京都の委託者数・家内労働者数等の推移(毎年10月1日現在)

年別	委託者数	%※	家内労働者数			
			合計	% ※	男	女
昭和56年	4,188	100	39,723	100	9,273	30,450
平成元年	1,479	35.3	18,430	46.4	4,408	14,022
10年	856	20.4	9,410	23.7	2,602	6,808
20年	454	10.8	4,439	11.2	1,295	3,144
30年	243	5.8	3,086	7.8	756	2,330
令和3年	196	4.7	2,196	5.5	558	1,638
4年	196	4.7	2,703	6.8	491	2,212
5年	188	4.5	2,869	7.2	576	2,293
6年	168	4.0	2,668	6.7	462	2,206

※ 昭和56年を100とした割合

令和6年度家内労働概況調査

(2) 家内労働の業種

ア 委託者の業種内訳

令和6年の委託者を業種別に見ると、繊維工業が123で委託者全体の73.2%となっており、委託者数は減少しているものの依然、圧倒的な比率を占めている(表3参照)。

特に、丹後労働基準監督署管内の京丹後市・宮津市・与謝郡の丹後ちりめん及び西陣帯等を製織する絹織物業と、京都上労働基準監督署管内の西陣織のメーカーを擁する絹織物業で、京都の委託者全体の約6割を占め、委託者が、丹後、西陣の伝統産業に集中していることが認められる。

イ 家内労働者の業種別内訳

令和6年は、「その他(雑貨等)」が1,261人で47.3%を占め、業種別の家内労働者数で令和4年以降、引き続き最多となった。次いで、丹後ちりめん・西陣織、和・洋服関連の縫製などの「繊維工業」に従事する者が1,121人で42.0%となっており、この2業種で家内労働者の9割を占めている。

また、「電気機械器具製造業」が11人増加している以外は、減少または現状維持であり、「その他(雑貨等)」、「繊維工業」、「紙・紙加工品製造業」の減少が目立っている(表3参照)。

「その他(雑貨等)」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い大きく縮小していた「御守り」等の需要が回復し、家内労働者数が令和4年には対前年比で倍増、令和5年も引続き増加したが、令和6年は対前年比115人減少となった。

(表3) 京都の業種別委託者(代理人除く)・家内労働者・補助者数(令和6年10月1日現在)

業 種	委託者数 (代理人除く)		家内労働者数		補助者数
	数 (前年比)	構成比%	数 (前年比)	構成比%	
食料品製造業(E9・10)	1 (±0)	0.6	2 (±0)	0.1	
繊維工業(E11)	123 (-13)	73.2	1,121 (-57)	42.0	47 (-6)
木材・木製品、家具・装備品製造業 (E12・13)	1 (±0)	0.6	32 (-1)	1.2	3 (±0)
紙・紙加工品製造業(E14)	14 (-2)	8.3	143 (-30)	5.4	
印刷・同関連及び出版業 (E15・G41)	1 (±0)	0.6	5 (-2)	0.2	
ゴム製品製造業(E19)					
皮革製品製造業(E20)					
窯業・土石製品製造業(E21)					
金属製品製造業(E24)	2 (±0)	1.2	18 (-2)	0.7	
電子部品・デバイス製造業(E28)	3 (±0)	1.8	17 (-1)	0.6	
電気機械器具製造業(E29)	7 (+1)	4.2	57 (+11)	2.1	
情報通信機械器具製造業(E30)					
機械器具等製造業(E16・22・23・25・26・ 27・31)	2 (-1)	1.2	12 (-4)	0.4	7 (+2)
その他(雑貨等)(E18・32)	14 (+2)	8.3	1,261 (-115)	47.3	1 (±0)
合 計	168 (-13)	100.0	2,668 (-201)	100.0	58 (-4)

令和6年度家内労働概況調査

3 丹後労働基準監督署管内の繊維工業の家内労働

(1) 生産数量

ア 白生地

丹後織物工業組合によると、白生地の生産数量は、昭和50年には7,337,443反であったが、令和6年は132,320反であり、昭和50年比では1.8%にまで減少している(表4-1参照)。

(表4-1) 丹後織物工業組合暦年白生地生産数量

	昭和50年	平成2年	平成11年	平成25年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
数 量	7,337,443	2,888,377	1,373,845	433,451	153,627	158,982	147,196	132,320
%※	100	39.4	18.7	5.9	2.1	2.2	2.0	1.8

※ 昭和50年を100とした割合

丹後織物工業組合ホームページ

イ 帯地

西陣織工業組合によると、品種別で最も金額の多い帯地の出荷数量と金額は年々減少し、昭和50年には、7,332,867本、134,114,130千円であったが、令和6年には、206,785本、6,855,987千円となった。昭和50年を100とすると、令和6年は、数量で2.8%、金額では5.1%となっている（表4-2参照）。

（表4-2）帯地の出荷数量と金額

	昭和50年	平成2年	平成11年	平成29年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
本数	7,332,867	4,305,379	1,620,748	475,600	303,617	281,544	254,378	206,785
%※	100	58.7	22.1	6.5	4.1	3.8	3.5	2.8
千円	134,114,130	159,719,547	50,626,729	14,328,912	8,271,706	7,999,344	7,432,412	6,855,987
%※	100	119.1	37.7	10.7	6.2	6.0	5.5	5.1

※ 昭和50年を100とした割合

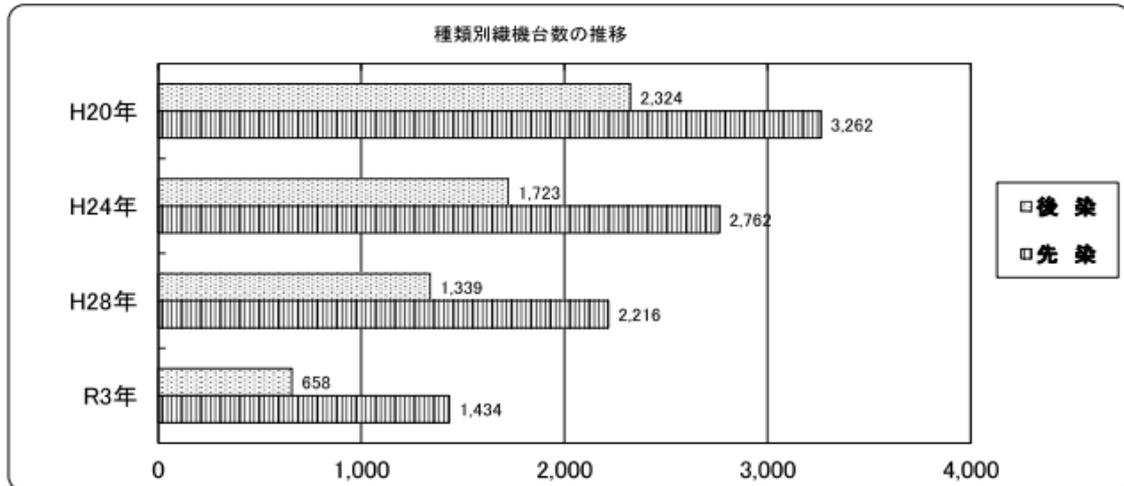
西陣織工業組合発行西陣生産概況

（2）織物の種類別織機台数（京丹後市）

（令和3年京丹後市織物実態統計調査報告書）

・経済センサスの調査に併せて実施しているため、令和3年が最新。
 次回は、令和8年の予定。

ア 種類別織機台数の推移（表5-1）



イ 種類別織機台数の状況（令和3年）（表5-2）

種類	事業場数 (操業中)	未回答	台数	織幅（台数）				構成比			
				小幅		並・広幅		小幅		並・広幅	
				稼動	休機	稼動	休機	稼動	休機	稼動	休機
後染	134	3	658	442	206	6	4	67.2%	31.3%	0.9%	0.6%
先染	724	0	1,434	983	141	221	89	68.5%	9.8%	15.4%	6.2%

※ 小幅（68.6 cm未満）／並・広幅（68.6 cm以上）

（3）委託者数及び家内労働者数の推移

ア 委託者数及び家内労働者数

丹後労働基準監督署管内の繊維工業に係る令和6年の委託者数は、委託状況届で把握した結果として、64であった。前年より1増加しており、京都府全体の委託者の38.1%を占めている。家内労働者数は458人で前年より98人増加しているが、京都全体の家内労働者総数の17.2%を占めている（表6参照）。

イ 家内労働者の男女別・類型別・年齢等

丹後労働基準監督署管内の繊維工業における令和6年の家内労働者458人の男女別内訳は、男性が218人で全体の47.6%、女性が240人で52.4%であり、類型別では、専門的家内労働者が75.5%、内職的家内労働者が21.7%、副業的家内労働者は2.8%となっている（表6参照）。

丹後地区で男性の割合や専門的家内労働者等の割合が高いのは、昔から、繊維工業のうち、ちりめん等の絹織物の製織に、男性が専門的に従事し、配偶者の女性を中心とする家族が補助をするという形態がとられてきたためと考えられる。

家内労働者の高齢化と後継者不在のための廃業、または、夫婦での製織が、夫の死亡、家内労働業務からの引退に伴い、補助者の妻が家内労働者として業務を継続している例が増加している。

丹後地区の絹織物業に従事している家内労働者の年齢は、平均で74.6歳であり、補助者の平均年齢も72.0歳となっており、実態調査の度に上昇している。

※ 年齢は、令和5年度の京都府丹後地区絹織物業家内労働実態調査結果に基づく。

（表6）丹後労働基準監督署管内の繊維工業の男女別・類型別 家内労働者数

区 分		家内労働者数	
		実数（人）	構成比%
合 計		457	100
性別	男	218	47.7
	女	239	52.3
類型別	専 業	345	75.3
	内 職	100	21.8
	副 業	13	2.8

令和6年委託状況届集計（令和6年10月1日現在）

なお、類型別については令和5年度京都府丹後地区絹織物業家内労働実態調査から推計した。

4 最低工賃

京都府の最低工賃は、京都地方労働審議会家内労働部会において改正の必要性等について審議し、改正の必要性ありの場合には、京都地方労働審議会に「最低工賃専門部会」を設置して最低工賃の改正等について、審議・決定を行うこととなっている。

現在、京都府では、『京都府丹後地区絹織物業』、『京都府紙加工品製造業』の2業種について最低工賃が設定されており、京都労働局労働基準部賃金室では、最低工賃見直しのため、数年おきに家内労働実態調査（以下「実態調査」という。）を行っている。

「京都府丹後地区絹織物業最低工賃」は、昭和44年9月15日付けで「京都府丹後地区絹・人絹・毛織物業最低工賃」として新設され、数回の改正を経て、平成26年10月1日、現在の「京都府丹後地区絹織物業最低工賃」に件名を変更し、同時に最低工賃も改正された。

その後、平成29年度および令和2年度に開催された京都地方労働審議会家内労働部会においては、同最低工賃について「改正決定の必要性なし」との結論となった。

令和6年2月21日開催の京都地方労働審議会家内労働部会において、同最低工賃の改正決定の必要性につき審議した結果、「改正決定の必要性あり」との結論となり、令和6年3月15日開催の京都地方労働審議会において京都労働局長から同審議会に対し、同最低工賃改正決定の諮問がなされた。令和6年6月1日、京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会が設置され、同最低工賃の改正について審議が行われてきたが、令和7年10月6日結審、改正最低工賃が令和8年6月1日から発効することとなった。

「京都府紙加工品製造業最低工賃」は、「京都府紙加工品製造業及び印刷・同関連産業最低工賃」として昭和53年10月29日付けで新設され、以来改正を重ねてきたが、平成9年11月27日付け改正を最後として改正は行われていない。平成27年度に実施した実態調査において、「印刷・同関連産業最低工賃」に該当する『タイプの「清打ち」』作業の委託が行われていないことが判明したため、平成28年12月15日開催の「京都府紙加工品製造業及び印刷・同関連産業最低工賃専門部会」において、「印刷・同関連産業最低工賃」を削除する決議が行われ、平成29年2月22日、「京都府紙加工品製造業及び印刷・同関連産業最低工賃」を廃止、同年2月23日に「京都府紙加工品製造業最低工賃」が新設された。令和3年度に実施した京都府紙加工品製造業の実態調査では、委託者、家内労働者とも減少傾向にはあるが、家内労働者が依然100名前後で推移していること等から、令和4年2月1日に開催された京都地方労働審議会家内労働部会において、新型コロナウイルス感染症の影響や行政指導の状況等を注視していくとの意見はありつつ、「最低工賃を改正する状況ではない。」との決定を得た。

令和6年度に実施した京都府紙加工品製造業の実態調査では、最低工賃対象業務に従事している家内労働者が前回調査の100人から46人に大幅に減少した。比較的多数の家内労働者に発注していた複数事業所が、最低工賃対象業務の減少と同業務を他企業への外注化に転換したことが原因である。令和7年3月12日に開催された京都地方労働審議会家内労働部会において、最低工賃適用業務における工賃額と最低賃金との乖離を懸念する意見が出されたが、一方で、家内労働への委託自体が減少し、最低工賃の改正により減少を加速させることの懸念と、京都府紙加工品製造業においては、ほぼすべての家内労働者が内職的、家計補助的な就労を行っている実態とを併せ検討した結果、「最低工賃の改正をするのは妥当ではない。」との決定を得た。

5 家内労働安全衛生対策

家内労働においては、プレス機械・旋盤等を使用する業務、動力により駆動される機械（力織機、動力ミシン等）を使用する業務などの、危険有害物業務に従事する家内労働者も見受けられる。

令和6年度の家内労働概況調査の一環として、家内労働の委託状況届の提出に併せ、危険有害業務の実施状況について、委託者に危険有害業務の情報提供を依頼し、下記の結果を得た。

（表7）危険有害業務従事者数

危険有害業務の種類	男	女	合計
プレス、旋盤、ボール盤等を使用する作業（旋盤による部品加工）	1	0	1
有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業（ボンドによる工芸品布貼り）	0	3	3
動力により駆動される機械を使用する作業（力織機、ミシン縫製ほか）	250	315	565
合 計	251	318	569

令和6年度家内労働概況調査

なお、京都労働局管内では、家内労働者が最も多く、動力織機による機械作業も多い丹後労働基準監督署管内の委託者及び家内労働者に対し、2名の家内労働安全衛生指導員が作業場等を巡回して、家内労働者の「安全の確保」及び「健康の保持」等に関する具体的な改善方法についての指導、アドバイスをを行っている。

令和6年度 家内労働安全衛生指導員活動実績

- 指導日数 6日
- 指導対象件数（すべて家内労働者） 16件

6 労災保険特別加入制度

家内労働者及び補助者で、危険有害性の高い特定の業務に従事する者については、労災保険の特別加入制度が設けられており、京都労働局において、家内労働者が加入することができる業務及び現在の加入状況は（表8）のとおりとなっている。

（表8）家内労働者が特別加入できる業務及び現在の加入状況（令和6年度）

業 務 の 種 類 ※	団体数	加入者数
プレス・旋盤・ボール盤等による金属・皮・合成樹脂等の加工	2	3
研削・バフ盤等による金属製洋食器・刃物・バルブ等の加工	0	0
有機溶剤・同含有物を用いる履物・カバン・袋物等の加工	0	0
鉛化合物を含有する物質を使用する陶磁器の製造	0	0
動力で駆動される織機・合糸機・撚糸機を使用する作業	4	7
木工機械を用いて行う仏壇、食器の製造・加工の作業	0	0

※ 本表の業務の種類は、労災保険法施行規則第46条の18第3号を要約したもの

令和7年10月6日

京都地方労働審議会長 殿

京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会長

京都府丹後地区絹織物業最低工賃の決定について（報告）

本専門部会は、令和6年7月5日、第1回専門部会を開催し、以来7回にわたり審議を重ね、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長 高 畠 淳 子
齊 藤 健太郎
鈴 木 順 子

現職

京都産業大学法学部学部長、教授
京都産業大学経済学部教授
弁護士

家内労働者代表委員

松 本 経 一
養 父 孝 昭
中 村 容 子

丹後織物工業組合監事
丹後織物工業組合組合員
UA ゼンセン京都府支部次長

委託者代表委員

山 崎 清一郎
伊豆蔵 健 之
松 田 忍

西陣織工業組合副理事長
西陣織工業組合監事
丹後織物工業組合理事

1 最低工賃の内容

次の京都府丹後地区絹織物業最低工賃の全部を次のように改正すること。

- (1) 適用する家内労働者 京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- (2) 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- (3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目		織機の規格		品目の規格	金 額	
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅		
後 染	正絹無地ちりめん(平織)		小幅力織機	タペット 36センチメートル以上のもの	280 円	
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）				ドビー又はジャカード	380 円
先 染	正絹着尺				650 円	
	(無地物及び黒共帯を除く。)	帯 (6丁(※)以下)			2,000 円	
		帯 (6丁超え9丁未満)			2,000 円	
		帯 (9丁以上)			2,000 円	

※ 品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものである

が、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

(4) 効力発生の日

令和8年6月1日

2 審議経過一覧

開催回	日付	〔曜日〕	委員出席状況			審議状況
			公益	家労者	委託者	
第1回	令和6年7月5日	〔金〕	2	3	3	部会長、部会長代理選出。実態調査結果の報告。枠組みを「後染め」は現行のまま、「先染め」は「帯」の品目、織機規格をまとめる方向で検討。
第2回	令和6年12月9日	〔月〕	3	3	3	「先染め」の枠組みについて審議。「着尺」は現行のまま、「帯」について織機規格以外の枠組みへの変更意見あり。
第3回	令和6年12月23日	〔月〕	3	3	3	「先染め帯」の枠組みについて審議。「織機規格以外の枠組みへの変更を求める意見書提出。「後染め」に関し改正最低工賃試算表提出。
第4回	令和7年1月27日	〔月〕	3	2	3	「先染め」の枠組みについて審議。「帯」について織機規格以外の枠組みに関する意見書の再検討要望。
第5回	令和7年3月10日	〔月〕	3	3	3	「先染め帯」の枠組みについて織機規格を廃し帯丁数による枠組みへの変更を承認。「後染め」の枠組みは現行通り。委員出身団体間で、自主的協議を実施のうえ、次回専門部会での意見表明を確認。
第6回	令和7年7月25日	〔金〕	3	3	3	「先染め帯」の枠組みを帯丁数の3区分とし、「着尺」、「後染め」は現行の枠組みのまま、新たな金額を提示した意見書提出。枠組み、金額に異議は出ず、最低工賃表の帯丁数に関する記載および周知期間、発効日について次回専門部会での決定を確認。
第7回	令和7年10月6日	〔月〕	3	1	3	「先染め帯」の枠組み、「先染め」、「後染め」の各品目、各区分毎の金額、最低工賃表の帯丁数に関する記載および発効日について合意。改正最低工賃に関する最低工賃専門部会報告書を議決し、結審。

査士会（土地家屋調査士会に入会していない者）にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、令和8年1月9日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の審査成績証明書を添付すること。

4 認定手数料

4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5 認定者の発表

法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和8年3月16日（月曜日）の午後4時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp>）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

取 巻

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和7年11月13日

宮城労働局長 松瀬 貴裕
第4号中「1時間1,012円」を「1時間1,077円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月15日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第3号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和7年11月13日

島根労働局長 岩見 浩史
島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

- 適用する地域 島根県の区域
- 適用する使用者 前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - 18歳未満又は65歳以上の者
 - 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は整理の業務
 - ロ 手作業による運搬の業務
- 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,163円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

大分労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和7年11月13日

大分労働局長 秋山 雅紀
第4号中「1時間1,106円」を「1時間1,176円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月25日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示

京都労働局最低賃金公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、京都府丹後地区絹織物業最低賃金（平成26年京都労働局最低賃金公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年11月13日

京都労働局長 角南 巖

京都府丹後地区絹織物業最低賃金

- 適用する家内労働者 京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低賃金額 次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品目の規格	金 額	
	織機の種類	開口装置			
後染	小幅力織機	タベット	36センチメートル以上のもの	280円	
				ドビー又はジャカード	380円
先染	（無地物及び黒共帯を除く。）			650円	
				帯（6丁（※）以下）	2,000円
				帯（6丁超え9丁未満）	2,000円
				帯（9丁以上）	2,000円

※ 品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して籽（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものであるが、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

- 効力発生の日 令和8年6月1日

京都府丹後地区絹織物業最低工賃 改正

1 最低工賃の内容

次の京都府丹後地区絹織物業最低工賃の全部を次のように改正すること。

- (1) 適用する家内労働者 京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- (2) 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- (3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目		織機の規格		品目の規格	金 額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後 染	正絹無地ちりめん(平織)		タペット	36センチメートル以上のもの	280 円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）				380 円
先 染	正絹着尺		小幅力織機	ドビー又はジャカード	650 円
	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯 （6丁（※）以下）			2,000 円
		帯 （6丁超え9丁未満）			2,000 円
		帯 （9丁以上）			2,000 円

※ 品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものであるが、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

(4) 効力発生の日

令和8年6月1日

最低工賃表の語句説明

「10,000 越」

たていと 経糸は 1 本、2 本と数えるが、よこいと 緯糸は 1 本を 1 越と数える。10,000 越は、緯糸 10,000 本のこと。

しょうけん
 「正絹無地ちりめん(平織)」

- ・正絹：絹 100%。
- ・無地：ドビー、ジャガードなどの紋織装置を使わず、布地に織り柄(紋様)のないもの。
- ・ちりめん：たていと 経糸に撚りのない生糸、よこいと 緯糸に 1メートルあたり 3,000 回前後の強い撚りをかけた生糸を交互に織り込み生地にし、その後、精練することによって糸が収縮し、緯糸の撚りがもどり、生地全面に細かい凸凹状の「シボ」がでた織物のこと。「丹後ちりめん」は、このシボが最大の特徴。ちりめんは、シボがあることにより、シワがよりにくく、しなやかな風合いに優れ、凸凹の乱反射によって染め上がりの色合いが豊かな、しかも深みのある色を醸し出すことができる。
- ひらおり 平織：織物の基本となるもので、経糸と緯糸が 1 本ずつ交互に浮沈交替して織り合わされる組織。そうこう 綜統 2 枚の最も単純な織機でも織製が可能なため、織物中最も広く応用されている。

しょうけん
 「正絹紋織物」

- ・紋織物：染文様に対し、「織」によって文様をあらわした織物の総称。
そうもん 総紋、びもん 飛紋、ぬいとりもん 縫取紋などがある。手工芸的に織るものもあるが、普通はジャカード機を用いる。
あや 綾、どんす 緞子、りんず 綸子、にしき 錦、からおり 唐織、あついた 厚板、きんらん 金欄、しゅちん 朱珍などがこれに属する。
 大別すると綾、緞子、綸子のように、地組織をなす経緯糸と文様となる経あるいは緯糸が同一の糸によって組織されるもの、すなわち文様が地合いと異組織であらわされているものと、錦、唐織などのように、地組織をなす経緯糸に、別の彩糸を加え、それらの彩糸によって文様をあらわしたものとがある。
- ・もじり織物：織物の多くは経糸が平行に並び、そこに緯糸が直角に交差するように織るが、もじり織は、経糸をよじることにより、緯糸の間に隙間を作り、緯糸を水で

濡らしてまとめ、シャリ感と透け感のある織物にする。^{しゃ ろ ら}紗や紹、羅など主に夏用の生地として用いられる。

- ・縫取織物：模様が縫い取ったかのように見える紋織物。織物の一部分に模様をあらわす場合に用いる技法で、地組織を織りながら、別の杼で縫取緯糸を部分的に織り込み、模様を表す。縫取緯は織物全幅に通らないため、織物は硬くも厚くもならず、しかも模様に立体感が生じる。帯地、縫取御召、縫取縮緬などがある。

^{しょうけんきじゃく} 「正絹着尺」

- ・着尺：大人 1 人分の着物を作るのに必要な布地（多くは、幅が 36～38cm、長さ 12.4m～13.5m 程度となっている。）

「黒共帯」

喪服用の黒い帯：名古屋帯・京袋帯・袋帯。黒地に地紋の入った帯。

「小幅力織機」

^{おさ}箄（開口した経糸の間を杼で通した緯糸を叩いて絞め整える器具）幅が 68.5cm 未満の動力織機。杼は、経糸の間に緯糸を通す用具。

「タペット」、「ドビー」、「ジャカード」

経糸の開口装置の違いによる力織機の種類。

- ・タペット…カム(回転軸に取り付けられ、運動の方向を変える部品)とタペット(カムの運動を伝える棒状の部品)によって綜統(経糸が通っている枠。最低 2 枚で経糸を上下に開口する器具)を上下運動させる織機。綜統枚数は 8 枚程度まで。平織等の簡単な整織に用いる。
- ・ドビー… 綜統が 8 枚から最大 48 枚あって、その綜統を制御するドビー装置を装着した織機。綜統枚数は、通常 16 枚程度。
数 mm 程度の小さな柄か、織柄のチェックやストライプ、小さなワンポイント菱形等の連続したパターンのもので作れない。
- ・ジャカード…ジャカード装置によって経糸を一本ずつ上下させることができる織機。緯入れごとに引き上げる経糸を指定する紋紙を作るための意匠図を作る。最大数十 cm の大きな織柄が作れる。

京都府丹後地区絹織物業最低工賃（現行）

1 適用する家内労働者

京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品 目		織機の規格		品目の規格	金 額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後 染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	250円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）				340円
正絹着尺					600円
先 染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両八丁以下)	ドビー又は ジャカード	/	1,586円
		小幅力織機 (両十丁以上)			2,000円

5 効力発生の日 平成26年10月1日

京都府紙加工品製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

京都府の区域内で紙加工品製造業に係るショッピング手提げ袋若しくは角底紙袋の張り、穴あけ若しくはひも付け、張り箱の張り及び結束又はトムソン組立箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の品目欄、規格欄、業務欄の区分に応じ、1袋につき、金額欄に掲げる金額

品 目	規 格	業 務	金 額
ショッピング手提げ袋 又は角底紙袋	2切（縦90センチメートル、横60センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	7円40銭
		口ボール張り	3円50銭
		穴あけ	2円90銭
		ひも付け	3円50銭
	4切（縦60センチメートル、横45センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	6円10銭

(2) 張り箱の上箱及び下箱のくるみ張り（1枚の紙を張るものに限る。）及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦＋「箱」の横）×2欄の区分に応じ、1組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかのみ場合は、各金額欄に掲げる金額の60%の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

「箱」の 高さ	（「箱」の縦＋「箱」の横）×2							
	30センチメートル未満	30センチメートル以上 45センチメートル未満	45センチメートル以上 60センチメートル未満	60センチメートル以上 75センチメートル未満	75センチメートル以上 90センチメートル未満	90センチメートル以上 105センチメートル未満	105センチメートル以上 120センチメートル未満	120センチメートル以上
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
2.5センチメートル未満	11円10銭	10円80銭	11円80銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	23円
2.5センチメートル以上 3.5センチメートル未満	10円80銭	10円60銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	22円30銭
3.5センチメートル以上 5.0センチメートル未満	11円80銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	21円40銭	25円
5.0センチメートル以上 6.5センチメートル未満	13円40銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	22円30銭	26円20銭	32円
6.5センチメートル以上 8.0センチメートル未満	15円70銭	15円40銭	17円10銭	19円90銭	23円	28円80銭	33円90銭	44円20銭
8.0センチメートル以上	18円10銭	17円60銭	20円70銭	25円	30円40銭	38円30銭	47円90銭	63円80銭

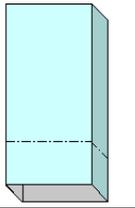
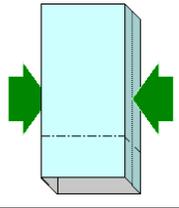
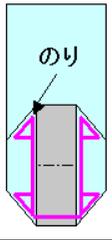
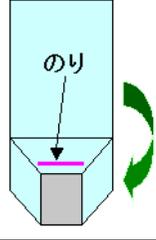
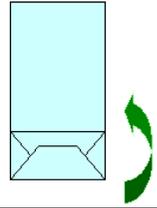
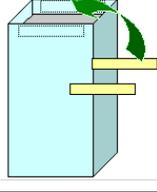
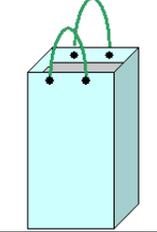
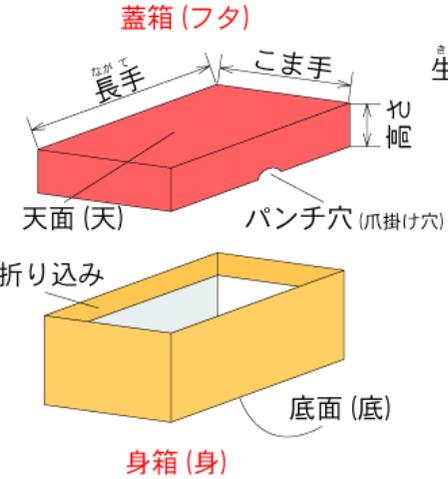
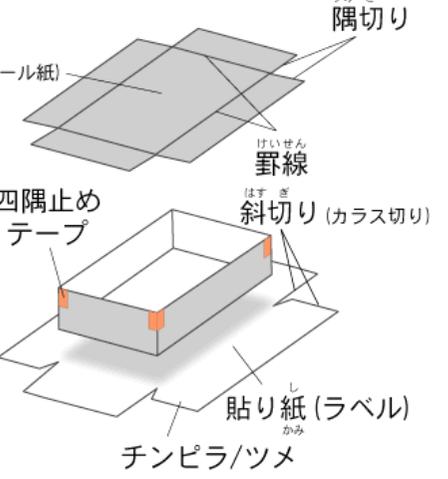
(3) トムソン組立箱の上箱及び下箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦+「箱」の横）×2欄の区分に応じ、1組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかのみの場合は、各金額欄に掲げる金額の60%の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

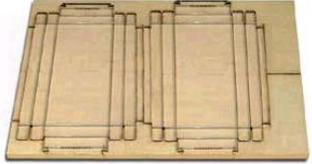
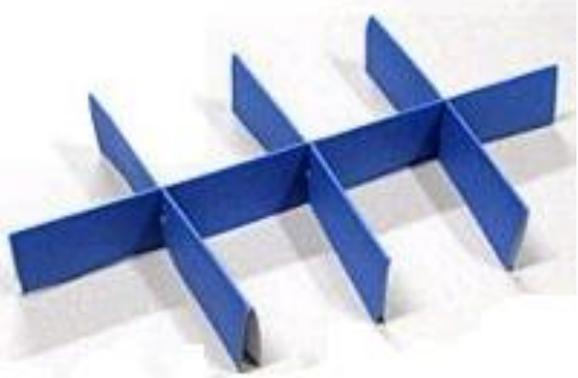
「箱」の 高さ	（「箱」の縦+「箱」の横）×2						
	40センチメートル未満	40センチメートル以上 60センチメートル未満	60センチメートル以上 80センチメートル未満	80センチメートル以上 100センチメートル未満	100センチメートル以上 120センチメートル未満	120センチメートル以上 140センチメートル未満	140センチメートル以上
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
2.5センチメートル未満	4円70銭	4円80銭	5円	5円50銭	5円80銭	6円30銭	7円10銭
2.5センチメートル以上 3.5センチメートル未満	4円80銭	4円90銭	5円10銭	5円80銭	6円	6円40銭	7円20銭
3.5センチメートル以上 5.0センチメートル未満	5円	5円	5円50銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円60銭
5.0センチメートル以上 6.5センチメートル未満	5円30銭	5円50銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円30銭	8円10銭
6.5センチメートル以上 8.0センチメートル未満	5円90銭	6円	6円30銭	6円80銭	7円20銭	7円80銭	8円70銭
8.0センチメートル以上 10.0センチメートル未満	6円20銭	6円30銭	6円80銭	7円20銭	7円60銭	8円20銭	9円20銭
10.0センチメートル以上	6円60銭	6円80銭	7円40銭	8円	8円30銭	9円20銭	10円40銭

備考 上記(1)から(3)に掲げる金額には材料及び製品の運搬費は含まない。

4 効力発生の日 平成29年2月23日

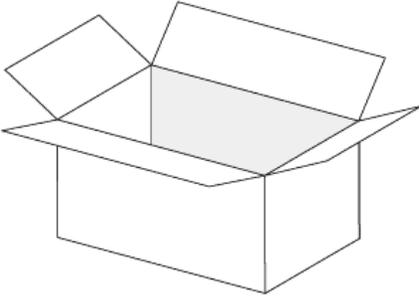
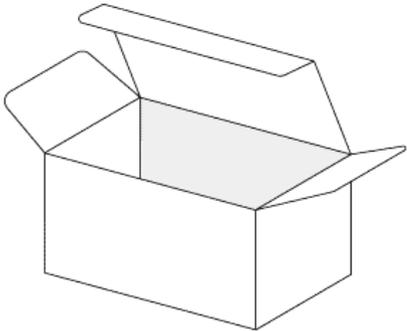
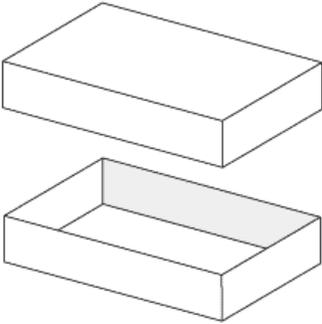
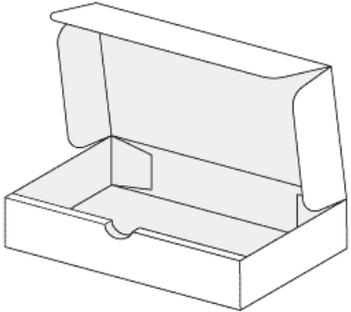
京都府紙加工品製造業最低工賃関係用語解説

用 語	解 説	参 考
ショッピング手提げ袋	手提げのひもの付いた紙袋。	ショッピング手提げ袋・角底紙袋 (①～⑤) の作成例
角底紙袋	角袋の底にマチがある紙袋。	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①筒状に糊張りする(胴張り)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②マチの中央部を折り込む</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>③底を作り糊付けする(底張り)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⑤</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⑥上部を折り込み厚紙を入れる(口ボール張り)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⑦穴をあけひもを付ける(穴あけ・ひも付け)</p>  </div> </div>
くるみ張り	箱の上面と側面(4面)を1枚の紙で張ること。 手張りと機械(くるみ機)張りがある。	<p>張り箱の名称・材料</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
		F4くるみ機 (ラッパー) 

	<p>1枚の厚紙を箱に仕上がるよう切断し、折り目を入れる等の処理を機械（平板打ち抜き機）で行い、この箱を組立ててできた箱。</p>		 <p>トムソン抜き木型 (鉄製の刃を厚手のベニヤ板に埋め込んでいる)</p>
<p>結束</p>	<p>でき上がった箱を何個か積み(一定数)まとめて、紐でくくすること。</p>		
<p>折り曲げ</p>	<p>折り曲げること</p>		
<p>折り込み</p>	<p>折って差し込むこと。</p>		
<p>ゲス</p>	<p>商品を固定・安定・保護・美化するために身箱に入れる。中ゲス、中仕切とも呼ぶ。 菓子箱の中に入れる仕切紙（プラ製の仕切りはトレイと呼ぶ）や台紙に布を張り付けたものがある。</p>		

※ 最低工賃額は、①「張り箱」はくるみ張りから結束まで ②「トムソン組立箱」は組立てから結束まで の作業の工賃額。

紙 器 の 形 式

A 式	B 式
<p>宅配便や一般的な流通ルートにおいて最もポピュラーな箱である。「段ボール箱」のほとんどがこの形式である。</p> 	<p>一般的に「キャラメル箱」と言う呼び名で親しまれる形式。簡単な切り込みの部分で差し込んだフタ部分をロックできるところが特徴。主に印刷紙器(トムソン箱)に用いられる形で、底部分はワンタッチ式で簡単に組み立てられる形状にするなど、バリエーションがある。</p> 
C 式	N 式
<p>貼箱の形式としては最も一般的な、商材などを入れる「身箱」、蓋として被せる「蓋箱」からなる箱形式。「身蓋式」「かぶせ箱」等とも呼ばれる。貼箱は他の紙器に比べて厚く強度の高いボール紙を使用しているため、サイド面が二重になるこの形式にすることにより、非常に高い強度が見込める。</p> 	<p>天面からの加重に強い構造となっているため、パソコンのキーボードや体重計(家庭用ヘルスメーター)用パッケージなどとしてよく見かける。</p> 

京都労働局で設定している最低工賃の改正経緯

元号	年	京都府丹後地区絹・ 人絹・毛織物業	京都府紙加工品製造業及び 印刷・同関連産業	京都府既製洋服製造			
昭和	44年	9月15日	新設				
	45年						
	46年						
	47年	12月24日	改正1回目				
	48年						
	49年						
	50年			4月10日	新設		
	51年						
	52年	2月18日	改正2回目				
	53年			10月29日	新設		
	54年						
	55年				2月29日	改正1回目	
	56年	1月19日	改正3回目				
	57年						
	58年			11月4日	改正1回目		
	59年				8月9日	改正2回目	
	60年						
	61年	2月15日	改正4回目				
	62年						
63年				5月20日	改正3回目		
平成	元年		4月16日	改正2回目			
	2年	7月13日	改正5回目				
	3年				4月28日	改正4回目	
	4年			5月20日	改正3回目		
	5年	7月16日	改正6回目			5月25日	改正5回目
	6年						
	7年						
	8年	5月25日	改正7回目				
	9年			11月27日	改正4回目	8月24日	改正6回目
	10年						
	11年						
	12年						
	13年	11月22日	改正8回目			4月28日	改正7回目
	14年						
	15年						
	16年						
	17年						
	18年						
	19年						
	20年						
	21年						
	22年						
	23年					8月4日	廃止
24年							
25年							
26年	10月1日	改正9回目 京都府丹後地区絹織物業 (件名変更)					
27年							
28年							
29年			2月22日	廃止 京都府紙加工品製造業			
			2月23日	新設			
30年							
令和	元年						
	2年						
	3年						
	4年						
	5年						
	6年						
	7年						
	8年	6月1日	改正10回目				

家内労働監督実施状況（京都労働局）

	監督実施 件数	違反事業場 (委託者)		違反条文										廃業 または委託廃止		
		件数	違反率	家内労働手帳交付 法第3条第1項		家内労働手帳記載 法第3条第2項		工賃に関する違反				委託状況届 法第26条			帳簿の備付け 法第27条	
				工賃の全額払 法第6条第1項		最低工賃額支払 法第14条		件数		違反率		件数			違反率	
				件数	違反率	件数	違反率									
令和5年度	20 〔12〕 ※1	9	〔75.0%〕	6	〔50.0%〕	0	〔0.0%〕	4 ※2 〔33.3%〕				2	〔16.7%〕	1	〔8.3%〕	8 40.0% ※3
								2	〔16.7%〕	2	〔16.7%〕					
令和6年度	29 ※4 〔18〕 ※1	6	〔33.3%〕	1	〔5.6%〕	1	〔5.6%〕	1 ※2 〔5.6%〕				3	〔16.7%〕	2	〔11.1%〕	11 ※4 37.9% ※3
								0	〔0.0%〕	1	〔5.6%〕					
令和7年度	21 ※5 〔16〕 ※1	7	〔43.8%〕	2	〔12.5%〕	0	〔0.0%〕	6 ※2 〔37.5%〕				2	〔12.5%〕	1	〔6.3%〕	5 23.8% ※3
								6	〔37.5%〕	6	〔37.5%〕					

※1 [] は、廃業・委託なしの事業場を除いた事業場（臨検時、家内労働を委託している委託者）の監督実施件数、違反率。

※2 工賃に関する違反のうち、全額払違反と最低工賃額違反はそれぞれの単純な違反件数。工賃に関する違反は、全額払違反と最低工賃額違反の合算ではなく、工賃違反を犯した委託者の実数。令和7年度は、工賃の全額払違反の委託者がすべて最低工賃額にも違反していたことを示す。

※3 廃業または委託廃止の事業数の下に記載の%は、監督実施件数全体に対する廃業、委託廃止の比率。

※4 第23回家内労働部会では、監督実施件数27件、廃業または委託廃止9件と表示していたが、部会后、3月の監督実施が判明。監督実施件数に2件を追加。また、当該2件は、いずれも廃業と委託廃止であったため当該欄に2件を追加。

※5 令和7年度の監督実施件数は、令和8年2月17日現在での件数。